

## 「自殺総合対策大綱」の見直し素案に対するパブリックコメント

2017年6月26日 厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室へ提出

公益社団法人日本社会福祉士会は、2010年の全国大会（秋田大会）において、「自殺者を出さない社会の実現を目指し、自殺予防の対策に取り組む」ことを宣言しています。

本大綱には、「生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす」という「生きることの包括的な支援」を掲げ「対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる」とあります。このことは、経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題などを分野横断的・包括的に支援し、関係機関とネットワーク構築を図るなど、ソーシャルワークの価値・知識・技術の統合的実践が必要とされていることに他ならないものと言えます。本大綱においても「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に関する施策との連携を掲げていますが、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けてソーシャルワークの機能が必要であるとされています。

私たち社会福祉士は、国、地方公共団体をはじめ、さまざまな関係機関において勤務しています。本大綱に記載されている機関にも勤務している実績があることから、さらに人材の養成と育成を図ることによって、さまざまな地域における人的資源として、多機関・多職種が協働する包括的な支援の仕組みの中核を担うことが可能です。

以上のことから本大綱においてもソーシャルワークの重要性及びソーシャルワークを担う自殺対策の専任職員が配置について記載すべきと考えます。

- 1 精神保健医療福祉施策との連携における連動性を高める専門職として社会福祉士も記載してください
- P5「2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む」中「＜精神保健医療福祉施策との連携＞」に、精神科医療、保健、福祉等の連動性を高める専門職として、「『精神保健福祉士等』の専門職を配置」と記載されていますが、地域の多様な領域に配置されている社会福祉士も相談支援の実践において精神科医療へつなぐ取組を行っていますので、当該記載を「精神保健福祉士、社会福祉士等」としてください。
- 2 「地域包括支援センターに配置された専門職を対象とした研修」を追記してください。
- P15「4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る」中「(6)介護支援専門員等に対する研修」について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士が追記されたことについて賛同するところではありますが、地域包括ケアという観点での「人材養成、質の向上」からは、地域包括ケアの中核機関である地域包括支援センターも明記いただいた方が、実践現場の実態からはより適切と考えます。

具体的な修正案は以下の通りです。

〈修正案〉

### (6)地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する研修

地域包括ケア実現に向けた中核的な機関である地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）や介護支援専門員、介護福祉士等への研修等の機会を通じ、心の健康づくりや自殺

対策に関する知識の普及を図る。

3 相談員の資質向上に取り組む機関として、生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援機関」を追記してください。

○ P15「4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る」中「(8)社会的要因に関する相談員の資質向上」について、消費生活センターや福祉事務所等、様々な相談窓口が列挙されていますが、平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度における「自立相談支援機関」（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が記載されていないため、具体的な機関名として、追記してください。

4 「ひきこもり支援の充実」における社会福祉士の明記

○ P25「7.社会全体の自殺リスクを低下させる」中「(11)ひきこもり支援の充実」において、「精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士による相談支援を本人や家族に対して行う。」との記載があります。児童相談所長及び児童福祉司については、法律上、社会福祉士が明記され、実態としても社会福祉士が配置されて本人、家族からの相談に応じていますので、専門職の例示として、社会福祉士を追記いただきますようお願いします。

(P35「11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する」中の「(5)若者への支援の充実」にも同様に追記をお願いします。)